

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の幹事長の指示を受け、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項に関し必要な協議又は調整をするものとする。

(組織)

第3条 専門部会の組織は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会の構成員の中から幹事会が指名する。

(役員 of 職務)

第4条 部会長は、会務を掌理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、専門部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、年長の副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、幹事会の幹事長又は部会長が招集する。

2 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

3 部会長は、必要に応じて、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 事務局は、会議の記録を調製し、その概要を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、規約第12条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、関係の専門部会の部会長及び副部会長の協議により、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	構 成 員			
	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	稲 沢 中 島 広 域 事 務 組 合
企 画 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長公室長 ・市長公室次長兼人事課長 ・市長公室次長兼企画課長兼公平委員会事務局長 ・市長公室次長兼情報管理課長 ・市長公室次長兼市町村合併推進室長 ・秘書広報課長 ・地域振興課長 ・地域振興課統括主幹 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 ・総務課長 ・企画課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長兼企画課長 ・総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長兼水道事務所長 ・事務局総務課長 ・消防本部消防長 ・消防本部総務課長
総 務 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 ・総務部次長兼契約検査課長 ・総務部次長兼課税課長 ・総務部次長兼収納課長兼固定資産評価審査委員会書記 ・庶務課長兼選挙管理委員会事務局書記長 ・財政課長 ・経済環境部長 ・環境交通課長 ・環境交通課統括主幹 ・会計課長 ・議会事務局長 ・議事課長 ・監査委員事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 ・総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長兼固定資産評価審査委員会書記 ・企画課長 ・税務課長 ・管理検査課長 ・収入役室課長補佐 ・議会事務局長 ・監査委員事務局書記長 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長兼企画課長兼選挙管理委員会事務局書記長 ・総務課長兼固定資産評価審査委員会書記 ・税務課長 ・会計係長 ・議会事務局長兼監査委員事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長兼水道事務所長 ・事務局総務課長 ・消防本部消防長 ・消防本部消防次長兼予防課長 ・消防本部署長
厚 生 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健部長 ・福祉保健部次長兼市民課長 ・福祉保健部次長兼介護保険課長 ・福祉保健部次長兼保健センター所長 ・福祉保健部調整監 ・福祉課長 ・児童課長 ・保険年金課長 ・市民病院事務局長 ・市民病院事務局次長兼管理課長 ・医事課長 ・社会福祉協議会事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部長 ・町民課長 ・福祉課長 ・環境保健課長 ・社会福祉協議会事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部長兼平和らくらくプラザ所長兼衛生課長 ・町民課長 ・福祉課長 ・社会福祉協議会事務局長 	
環 境 経 済 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・経済環境部長 ・経済環境部次長兼農務課長兼農業委員会事務局長 ・商工課長 ・環境交通課長 ・環境交通課統括主幹 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部長 ・環境保健課長 ・建設部長 ・農政商工課長兼農業委員会事務局長 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長兼企画課長 ・福祉部長兼平和らくらくプラザ所長兼衛生課長 ・建設部長兼下水道課長 ・経済課長兼農業委員会事務局長 ・土木課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境事務所長兼総務課長 ・環境事務所次長兼環境課長
建 設 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部長 ・建設部次長兼下水道課長 ・土木課長 ・用地課長 ・用地課統括主幹 ・都市開発部長 ・都市開発部次長兼都市計画課長 ・都市開発部次長兼建築課長 ・都市開発部調整監 ・区画整理課長 ・建築課統括主幹 ・建築課統括主幹 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部長 ・都市整備課長 ・下水道課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部長兼下水道課長 ・経済課長 ・土木課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長兼水道事務所長 ・水道事務所次長兼総務課長
文 教 部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部長 ・教育部次長兼スポーツ課長 ・教育部次長兼美術館長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・図書館建設準備室長 ・図書館長 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局長 ・教育課長 ・生涯学習課長 ・祖父江の森管理課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課長 ・社会教育課長兼給食センター所長 	